## 男鹿市企業管理規程第6号

男鹿市企業管理規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月27日

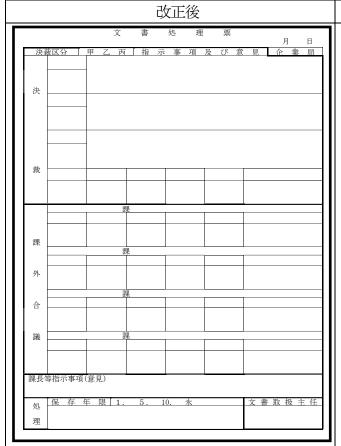
男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市企業管理規程等の一部を改正する規程

(男鹿市企業管理規程の一部改正)

第1条 男鹿市企業管理規程(平成17年男鹿市企業管理規程第1号)の一部を次のよう に改正する。

		 改正後	Т	改正前					
別表	別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)					
番号	左欄	右欄		番号	左欄	右欄			
()	(略)			(略	子)				
2	(略)	(略)		2	(略)	(略)			
3	技監	技監は、上司の命を受け、課 長を補佐し、専門的技術に係 る特定事項を掌理する。							
4 ~ 13	(略)	(略)		3 ~ 12	(略)	(略)			
様式	様式第8号(第32条関係)			様式	第8号(第	第32条関係)			



## 

改正前

## 様式第9号(第33条関係)

		J		1	議			書	(甲)	仔	存目			
			区分				_ ^ =	番号	第	号	分類	大	中	/
		甲乙	丙丁	秘	急	重	(要	否)			番号			
						j	起案者							
	課	外	合	議			課卢	百合詞	義 保	存年[	艮 1・	2 ·	5 · 10	٠- <u>ټ</u>
										処	理	経	過	
									収	. 5	Ž.			
									発	Ē	義			
									発施	送又/ 行予定	t E			
意見							1		決	: <b>∄</b>	戈			
									施	i î	Ţ			
							<i>/</i>	印使月	完	·	古			
施行区	分						-25	可収力		信者名	7			
先方文	主		あてタ	t							· 長、局	長、	課	1
令和	第	· 号	(3) ()	_						企業周	哥			200
件 名		1.3	l											
			て次のと						決定	、回答	等、報行	<b>-</b>	衣頼、	Ħ
会、協	議 •		•	して	よい	か伺! •	います	•						
I														

## 様式第9号(第33条関係)

保存年限 1. 5. 10. 永

	原	議	書	(甲) 但	<b>呆存目次</b>	ζNo.		
市長 副市長	決裁区分	回送上の取扱	文書番号	fre D	分類	大	中	小
	甲乙丙丁	秘 急 重	(要 否)	第号	番号			
局長 課長	主幹 場・	班長 副主幹	起案者	<b>È業局</b>				
				課	廷	£		•
課	外 合	議	課内合語	機 保存年降	艮 1・	2·5	•10•	永
				処	理	経道	凸	
課長 主幹	場・所長	班長 副主幹		収 🤌	로			
				発 詞	義			
課長 主幹	場・所長	班長 副主幹		発送又に 施行予算				
意 見				決 非	裁			
				施 1	亍			
П	万広報登載・官	報登載·新聞掲	散 か印体 日	完彩	吉			
施行区分	示・公告・郵) ✓ミリ・電子)	送・直渡し・ファ メール・電子掲	9	発信者名	ž			
上	夏・( あてź	) 先		市县	長、局	長、	課	長
( )第 平成 ·	号			企業月	司			課
件名								
		とおり(通達、)		決定、回答	答、報告	f、依	頼、	照
会、協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	してよいか伺い	ハます。					

改正後	改正前			
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。				

(男鹿市企業職務規程の一部改正)

第2条 男鹿市企業職務規程(平成17年男鹿市企業管理規程第4号)の一部を次のよう に改正する。

改正後	改正前
(課長の職務)	(課長の職務)
第5条 (略)	第5条 (略)
_(技監の職務)_	
第6条 技監は、上司の命を受け、課長を補佐	
し、専門的技術に係る特定事項を掌理する。	
(主幹、副主幹及び機関の長の職務)	(主幹 <u>、班長</u> 、副主幹及び機関の長の職務)
第7条 主幹、副主幹及び機関の長は、課長の	第6条 主幹 <u>、班長</u> 、副主幹及び機関の長は、
事務を補佐し、その他所属職員の担当する事	課長の事務を補佐し、その他所属職員の担当
務を監督するとともに、課長に事故があると	する事務を監督するとともに、課長に事故が
き、又は課長が欠けたときは、その職務を代	あるとき、又は課長が欠けたときは、その職
理する。	務を代理する。
<u>第8条</u> ~ <u>第11条</u> (略)	第7条~ <u>第10条</u> (略)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(男鹿市企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 男鹿市企業職員の給与に関する規程(平成17年男鹿市企業管理規程第7号)の 一部を次のように改正する。

	改正後			改正前				
別表第	別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)					
級	職務の内容		級	職務の内容				
(略)			(略)					
6	課長 <u>及び技監</u> の職務		6	課長の職務				
(略)			(略)					

改正後		改正前				
別表第6(第7条関係)		別表第6	(第7条関係)			
管理職手当支給範囲	支給額	管理縣	<b>戦手当支給範囲</b>	支給額		
(昭各)		(略)				
課長 <u>(相当職含む。)</u>	36,600円	課長		36,600円		
(略)		(略)				
備考 改正箇所は、下線が引	けかれた部分である。	<u> </u>				

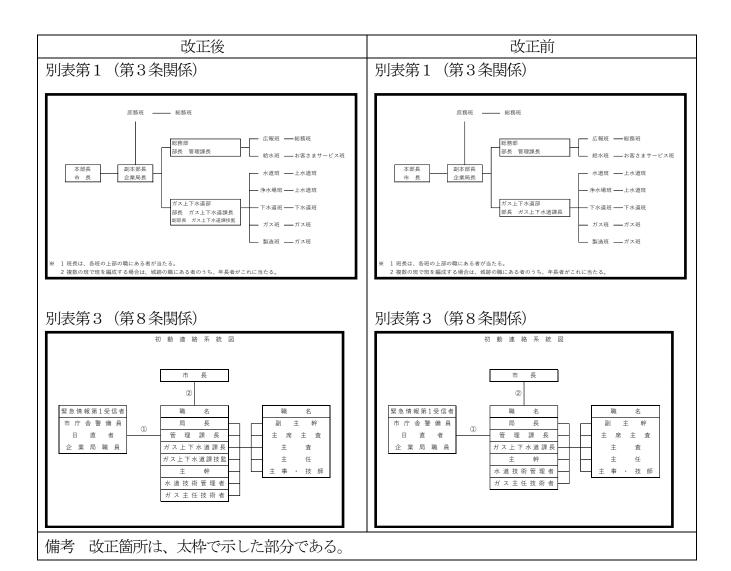
(男鹿市企業職員等の旅費に関する規程の一部改正)

第4条 男鹿市企業職員等の旅費に関する規程(平成17年男鹿市企業管理規程第8号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前					
様式第1号(第5条関係)	様式第1号(第5条関係)					
第1面 (略) 第2面 (略) 第3面	第1面 (略) 第2面 (略) 第3面					
(第3面)  (第4面)  (第4面)  (第5面)  (第4面)  (第5面)  (第5面)  (第6面)  (第6面)	(第3面)					
備考 改正箇所は、太枠で示した部分である。						

(男鹿市企業局災害対策規程の一部改正)

第5条 男鹿市企業局災害対策規程(平成17年男鹿市企業管理規程第10号)の一部を 次のように改正する。



附則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。